

令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業  
(うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業))

手続き書面への押印省略について

令和6年5月15日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

環境省では、補助金等手続きにおける書面への押印見直しが行われました。  
当財団も環境省に準じて、交付規程様式に掲載している様式への押印を省略しています。

■ 申請者から財団への書類

押印不要です。

申請者の社内手続き等により、押印して提出することは可能です。

■ 財団から申請者の書類

押印を省略して通知します。基本的に通知や文書送付はメールで行います。

申請者の事情により、財団文書に押印が必要な場合はあらかじめその理由を明確にしてご連絡ください。財団にて検討いたします。

【押印省略のポイント】

- ◆ 責任者・担当者の氏名・連絡先等を記載することにより、書面の真正性を確保。
- ◆ 交付申請書については、識別番号を記載することで真正性を高める。